

国立市ホームページ広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、国立市有料広告掲載に関する取扱要綱（平成26年3月28日訓令第22号。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、国立市ホームページ（以下「市ホームページ」という。）に広告を掲載するに際して必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の種類)

第2条 市ホームページに掲載する広告は、バナー広告（以下「広告」という。）とする。

(広告の掲載位置)

第3条 広告を掲載する位置は、市ホームページのトップページ及び目次ページのページ下部、スマートフォンサイトのトップページ下部とする。

(広告の規格)

第4条 広告の規格は、次のとおりとする。

(1) 大きさ 常設バナー：横205ピクセル×縦82ピクセル

サービスバナー：横205ピクセル×縦174ピクセル

(2) 形式 GIF（アニメ不可）又はPNGを推奨

(3) 画像のALT属性テキスト 「広告：」で始め、「広告：」を除き全半角を問わず200文字以内

(4) 色彩、見やすさに配慮するもの

(広告の枠数及び掲載料)

第5条 広告の枠数及び掲載料は、次のとおりとする。

(1) 市ホームページの広告の枠数は、ページ下部に10枠以内とする。

(2) 広告の掲載料は、1枠につき月額20,000円とする。

2 要綱第13条による広告掲載料の還付については、日割り計算とし、円未満は切り捨てるものとする。ただし、掲載できなかった期間が24時間を超えない場合は、広告掲載料は返還しない。

3 前項の規定により還付する広告掲載料は利子を付さない。

(広告の優先掲載)

第6条 要綱第9条の規定による抽選に漏れた広告掲載希望者は、次回の募集時に優先して広告を掲載することができる。

(広告の掲載時期及び掲載期間)

第 7 条 広告の掲載時期は、通年とする。

- 2 広告の掲載期間は、原則として掲載を開始する月の最初の開庁日の午前 10 時から最後の開庁日の午後 5 時までを 1 月の単位として、12 月を限度とする。ただし、再掲載を妨げない。

(広告掲載の募集、申込み及び受付方法)

第 8 条 広告の募集は公募によることとし、市ホームページ、広報紙等により広告掲載希望者を募集する。

- 2 広告掲載の申込みは、要綱第 7 条に定める様式に記載し、広告の原稿案を添付して、電子メール又は書面により市ホームページの各ページの担当部課に提出するものとする。

(その他)

第 9 条 この要領に定めるもののほか、市ホームページの広告の掲載について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。